

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン（夏季版）

～子供たちが安心して学べる環境を整えるために～

令和4年6月7日改訂
足利市教育委員会

☆令和4年5月1日版からの追加・変更部分

【 教育活動の実施に係る基本的な考え方 】

- 1 本市や県における警戒度等に応じて、適切な教育活動を実施すること
- 2 感染症対策を徹底しながら、最大限の学びの保障を実現すること
- 3 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細やかな指導・支援に努めること

【 学校での生活 】

- 1 始業前
 - ・児童生徒の登校前に教室等の窓を開け、換気する。
 - ・多くの児童生徒が触れる箇所などは、1日に1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオル等で拭く。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。
 - ・児童生徒が一斉に登校することを避けるため、必要に応じて、登下校時間帯を分散させる。
 - ・登下校時において、熱中症リスクが高い夏場においては、マスクを外すよう指導するなど熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。特に、小学生など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、積極的に声をかけるなどの指導をする。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。ただし、マスクは常に携帯し、会話等を行う場面では着用するなど、臨機応変に対応できるよう指導する。
 - ・登下校時に、日傘や帽子の使用、ネッククーラー等の活用など、申し出等があった場合には、児童生徒の安全面等も考慮しながら柔軟に対応する。
 - ・教室に入る前には、石けんと流水で30秒程度の手洗いを徹底させる（過敏な反応や手荒れの心配がある場合を除く）。
 - ・熱中症予防のため、飲み物を持参させる。
 - ・授業中も含め、こまめに水分補給を促す。
- 2 朝の会
 - ・十分な健康観察を行う（児童生徒の表情等を確認しながら、検温の記録や健康状態の確認をする）。
 - ・検温を行っていない児童生徒の検温と記録を行う（養護教諭等との連携）。
- 3 授業中
 - ・常時窓を少し開け、換気の徹底に努める（廊下側と窓側を対角に開けると効率的に換気できる）。
 - ・常時の換気が困難な場合には、こまめな換気に努める（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する等。エアコン使用時においても換気は必要）。
 - ・教室に設置された扇風機等による空気の対流も活用する。
 - ・必要に応じた換気方法について、学校医や学校薬剤師等と相談をする。
 - ・座席の間隔を可能な範囲で空けたり、配置を市松模様にしたりするなど、密集・密接を避けた学習形態を工夫する。
 - ・屋内で身体的距離(2m以上を目安)が確保できない場合や会話を行う活動の場合などは、マスクを着用する(別添資料「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」を参照のこと)。
 - ・*着用するマスクは、不織布マスクが望ましい。
 - ・*以下の場合などは、感染リスクを避ける対策を講じつつ、マスクを外すことを推奨するなど臨機応変に対応する。
 - 屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動
 - 児童生徒本人が息苦しいと感じたとき
 - 熱中症の心配があるとき
- 4 各教科等の指導

以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で慎重に判断し、状況によっては一時的に控えるなど、適切に対応する。

 - ・音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱」や「リコーダーや

- 鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭科、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育科、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

体育の授業の際は、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含めて、マスク着用の必要はない。その際、市内の感染状況を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意すること。

なお、水泳については、別紙「水泳授業における留意事項」及び、スポーツ庁及び文部科学省からの事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和3年4月9日)等を参照し、市内の感染状況を踏まえた上で十分な対策を講じて実施する。

5 休み時間・昼休み

- ・手洗いの徹底・十分な換気をする。
- ・会話をする際は、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触しないような遊びを行うよう指導する。
- ・屋外での運動遊び(鬼ごっこ等)や人との距離が確保できる場面での活動や移動については、マスクの着用は必要ない。なお、マスク着用についての考え方は、授業中の対応と同様とする(別添資料「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」を参照のこと。
- ・学校図書館を利用するときには、利用前後の手洗いを徹底させる。また、利用時間帯を分散させるなど、館内での密集を生じさせない配慮をする。

6 給食の時間

- ・配食を行う児童生徒及び教職員の体調や衛生的な服装、手指の確実な洗浄等について、毎日確認する。
- ・当番以外の児童生徒についても食事前後の手洗いを徹底する。
- ・対面式を避け、一方向を向いた食事とする。
- ・飛沫の飛散を防ぐため、食事中の会話は控えさせる。

7 清掃の時間

清掃においては、以下の項目を参考としつつ、通常のコソバ活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。これらは、通常のコソバ活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。また、教員業務支援員や保護者、地域の協力を得て実施することも考えられる。

- ・換気の良い状況で行い、マスク着用を推奨する。
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と安全な使用方法を確認する。
- ・床は、通常のコソバ活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバ活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・清掃終了後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

8 帰りの会

- ・帰宅後の過ごし方についての指導をする(十分な休養や睡眠・十分な食事・適度な運動等の規則正しい生活、不要不急の外出は控える等)。

- ・体調不良（発熱や咳等の症状など）の際は、登校しないことを確認する。

- 9 放課後
- ・清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことについては、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要である。

10 部活動

部活動の実施に当たっては、足利市「新型コロナウイルス感染症に対応した部活動実施マニュアル（夏季版）」等を踏まえ、原則、教師の監督のもとに実施して活動状況を把握するとともに、以下の事項等を参考に、児童生徒の密集や密接を避けながら活動できるよう配慮する。

- ・部室や更衣室の使用に当たっての時間短縮や交替で利用などの工夫
- ・使用する用具等についての使い回しの制限と使用前後の手洗い
- ・活動場所や時間、「4 各教科等の指導」における配慮に準じた活動内容の工夫
- ・十分な準備運動による怪我防止と休憩の際の手洗いの徹底
- ・特に室内で活動する場合にあたっては、換気の実施と、人と人の間隔を十分に空けるなどの配慮
- ・練習試合等の対外試合については、遠征先も含めた地域の感染状況等を踏まえ慎重に決定を行い、学校や会場での活動時だけでなく、移動時も含め感染防止対策を講じた上で実施する。ただし、感染拡大地域（緊急事態宣言区域及び重点措置区域）等の学校などとは行わない。
- ・宿泊を伴う合宿等については、当分の間、行わないこととする。

11 学校行事

学校行事の実施に当たっては、その教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、実施に向けた工夫等について、様々な角度から検討する。なお、児童生徒が密集して長時間活動する行事など、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学校行事については、当分の間、行わないこととする。

遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事については、国・県の考え方を踏まえ、旅行先の感染状況及び予防対策、学校の感染防止策、保護者の考え、そして何よりも参加する児童生徒一人ひとりの自覚、これら4つの観点から総合的に判断する。

また、他の都道府県等に移動する宿泊学習や修学旅行等については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考に、以下の点などに留意して実施に向けて検討する。

- ・目的地も含めた、地域の直近の感染状況等を十分に踏まえる。
- ・旅行業者等と連携して、活動時だけでなく、移動時、宿泊時も含めた感染防止対策を講じる。
- ・保護者・児童生徒に対して、緊急時の対応等も含め事前に十分な説明をし理解を得る。
- ・行事の延期または中止によるキャンセル料発生の可能性についても、事前に丁寧に説明しておく。
- ・事前の健康観察を徹底した上で、体調不良等（発熱や咳等）の症状がある場合には、遠足や修学旅行への参加を見合わせてもらうよう保護者の理解を得る。

【家庭での生活】

- ・登校前に家で検温し、記録する。
- ・発熱や咳等の症状がある場合は、登校せず自宅で休養（出席停止等）する。
- ・十分な休養や睡眠・十分な食事・適度な運動等の規則正しい生活をする。
- ・外出時は、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を避ける。【3密】
- ・基本的な感染対策として、外出時のマスク着用を推奨する。なお、マスク着用についての考え方は、別添資料「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（令和4年5月20日厚生労働省）」の「1. マスク着用の考え方」を参考にする。
- ・不要不急の外出を控える。
- ・健康観察シート（検温記録表）を活用する。

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感染症対策について発達段階に応じた指導を行い、適切な行動をとることができるようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由に、いじめや特定の地域・人に対する偏見や差別がないよう、十分な配慮に努める。
- ・手洗いや消毒、咳エチケットについての指導を徹底する。
- ・児童生徒や教職員に対し、きめ細やかな健康観察を行うとともに、心の健康についても把握するよう努め、必要な支援を行う。

- ・発熱や咳等の症状がみられる場合は、学校に登校せず、速やかに医療機関に相談するように児童生徒や保護者に促す。
- ・教職員についても、自身の健康管理及び予防対策に努めるとともに、発熱や咳等の症状がみられた場合は、出勤しない。
- ・学校医や学校薬剤師等との連携を図り、保健管理体制の整備及び環境衛生の保持等に努める。
- ・感染経路を絶つには、手洗い、咳エチケット、清掃・消毒が大切である。特に手洗いについては、児童生徒のみならず教職員や学校に出入りする関係者の間でも徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症への基本的な感染対策として、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底する。
- ・臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないように、教材の工夫をしたり、ICTを活用したりして、きめ細やかな指導・支援に努める。
- ・様々な理由によりマスクを着用できない児童生徒がいるとともに、常にマスクの着用を希望する児童生徒もいることを理解し、一人ひとりに丁寧に関わりながら個別の対応に努める。

※ 児童生徒の感染または濃厚接触が判明した場合は、
「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合の学校の対応について（三訂版）」
に従って、速やかに対応する。